

栄橋の通行が

できるようになりました

平成24年11月に着工しました「栄橋の架け替え工事」が無事に完了し、7月8日(火)から栄橋の通行ができるようになりました。

栄橋は、国道方面と御代田駅を結び、多くの皆さまが往来する重要な跨線橋です。旧栄橋は、昭和38年の供用開始から半世紀が経過し、老朽化によるコンクリートの亀裂、剥離や落下などが確認されていました。

安心して通行ができる交通体系の構築を目指し「まちづくり交付金事業」の一環として、古い橋を撤去し、両側に歩道を確保した2車線道路の新しい橋に架け替えられたことで、歩行者と車両の安全な交通体系を確保することができました。

工事期間中はご不便をおかけしましたが、順調に工事を完了することができました。

長期間にわたりご協力をいただきました皆さまに、心より感謝申し上げます。

問い合わせ先
建設水道課建設係(内線33・39)



新栄橋



旧栄橋

お知らせします。 2つの給付金。



町では、臨時福祉給付金の申請を平成26年9月下旬から、子育て世帯臨時特例給付金を平成26年10月から受け付ける予定です。申請・支給手続きの方法については、準備が整い次第該当する皆さまに通知します。
受け取ることができるのは、どちらか一つの給付金です。
確定申告、住民税申告をまだされていない方は、給付金の判定ができませんので、税務課住民税係で申告の手続きをお願いします。

●支給対象者

平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。ただし、課税されている方に生活の面倒を見てもらっている(税法上の扶養にとられている)方、生活保護を受給している方などは、対象になりません。

●支給額

- ・1人につき、10,000円
- ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者および児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者などの加算対象者は、1人につき 5,000円を加算

●支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
 - ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満
- ※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

●支給額

- ・子ども1人につき、10,000円
- ※公務員の方は、各所属長が発行した受給状況証明書を申請時に添付してください。

●申請方法に関する問い合わせ先

「臨時福祉給付金」について 保健福祉課福祉係 (32)6522
「子育て世帯臨時特例給付金」について 町民課子ども係 (32)3111 (内線47・74)

●確定申告、住民税申告に関する問い合わせ先

税務課住民税係 (32)3111 (内線42・43・49)

●制度に関する問い合わせ先

厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル 0570(037)192

住民自らが創意工夫し企画したまちづくり事業を支援

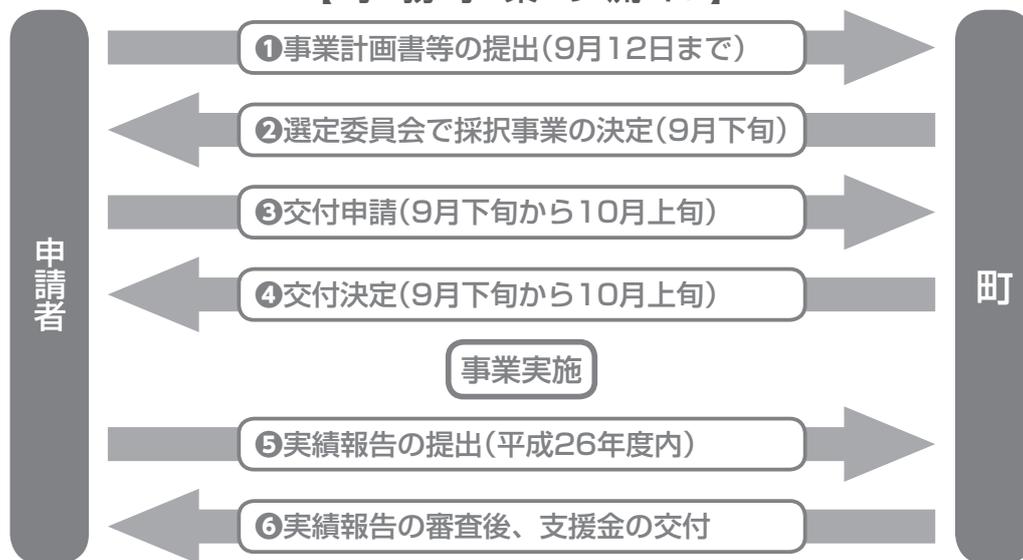
御代田町まちづくり事業支援金 平成26年度事業を募集します

「御代田町まちづくり事業支援金」は、区やボランティア団体など公共的な活動を行っている団体の皆さまが自ら創意工夫し企画したまちづくり事業を応援する制度です。

公共性や獨創性のあるまちづくりに関する事業の経費の一部を補助し、団体の皆さまの自立・活動を支援します。平成26年度事業(後期分)について、次のとおり募集します。ぜひご活用ください。

- 対象団体 町内に住所を有する5人以上で構成する団体
- 対象事業 次の要件を備えた事業が対象です。
 - 不特定多数の者の利益につながる事業(公共性)
 - 地域住民が協働し、コミュニティの形成ができる事業(協調性)
 - 独自の発想や新たな展開が期待できる事業(獨創性)
 - 波及効果や新たな展開が期待できる事業(発展性)
 - 計画や費用に実現性・継続性が期待できる事業(実現性・継続性)
 - 他の補助を受けていない事業また、平成26年度中に事業が完了することが必要です。
(例)地域の子育てを支援する活動、講師の招いての講演会、インストラクターによる講習会、エコ活動など
- 対象外事業 他の補助を受けている事業や継続的に行っている定着したイベント・行事、政治・営利・宗教・反社会的活動を目的とする事業などは対象となりません
- 支援金額 補助対象経費(※)の1/2(上限20万円)
- 募集締切 9月12日(金)必着
- 応募方法 必要書類(まちづくり事業計画書等)を役場企画財政課へ提出してください。様式等は、町ホームページからダウンロードできるほか、企画財政課にも用意してあります。
- 決定 9月下旬に開催予定の選定委員会で審査を行い、採択事業を決定します。
※事業実施に必要なと認められる経費。構成員への人件費、先進地視察旅費、食料費、備品費など対象とならない経費もありますのでご注意ください。

【事務事業の流れ】



詳しい内容の確認・相談は、企画財政課企画係までお気軽にお問い合わせください。
問い合わせ先 企画財政課企画係(内線54)